

住宅用火災警報器の悪質訪問販売にはご注意ください！

強引に契約を迫る業者には、十分注意してください。

滋賀県内で、高齢者の一人暮らし宅に訪問し、「住宅用火災警報器の設置が法律で義務になった。つけなければ法律違反になる。」と強い口調で言い、総額47万円の火災警報器の契約をさせる事件が発生しています。高島市でも不適正な訪問販売等の発生が心配されます。次の事例を参考に、被害に遭わないように注意しましょう。

ケース1

消防職員、市の職員等を装う

- ・業者と同伴で訪問し「法律で決まったから、すぐに設置しないとだめ」などと設置を求めます。



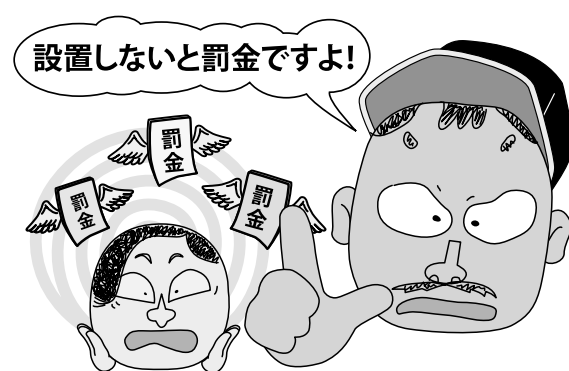
Point

- ・消防職員等が住宅用火災警報器の訪問販売を行うことはありません。
- ・消防職員等が尋ねてきたら、身分のわかるものを見せてもらいましょう。

ケース2

恐怖心をあおる、おどす

- ・法律で義務化され、設置しないと罰則を取られるなどと恐怖心をあおり、おどします。



Point

- ・住宅用火災警報器の未設置については、罰金などの罰則の適用はありません。

多発している不適正な訪問販売の手口

「だまされた！ 高額な請求をされた!!」 そんなときはクーリング・オフ制度を活用できます。

住宅用火災警報器の訪問販売は、クーリング・オフ制度の対象であり、契約書面を受け取った日を含め8日間は契約の解除が認められます。「契約した日付」「住宅用火災警報器の品名と価格」「販売した会社と担当者、代表者」この3つの事項はクーリング・オフに必要な事項ですのでメモを取っておいてください。

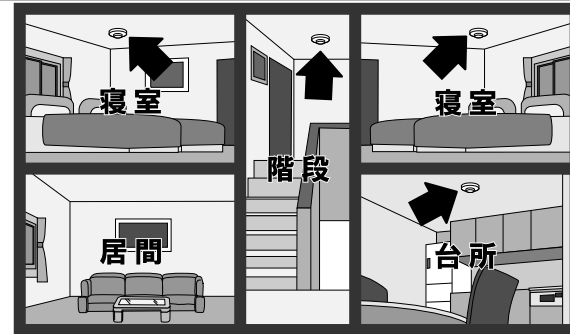
クーリング・オフに関する問い合わせ先 → 高島市役所市民相談室 ☎(25)8125

あなたや家族の命を守るため住宅用火災警報器の設置は、 平成23年5月31日までにお願ひします！

住宅用火災警報器に関するご質問などは、消防本部予防課やお近くの消防署までご連絡ください。

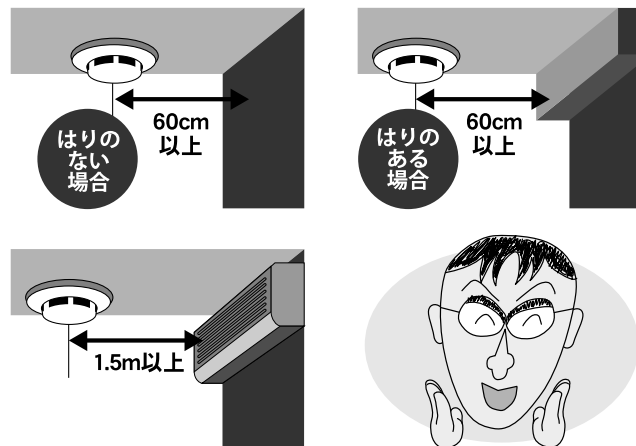
- | | |
|--------------------|---------------------|
| ・消防本部予防課 ☎(22)5403 | ・北部消防署 ☎(22)1234 |
| ・朽木分遣所 ☎(38)2100 | ・マキノ救急分遣所 ☎(28)0119 |
| ・南部消防署 ☎(32)1212 | |

火災警報器の設置例



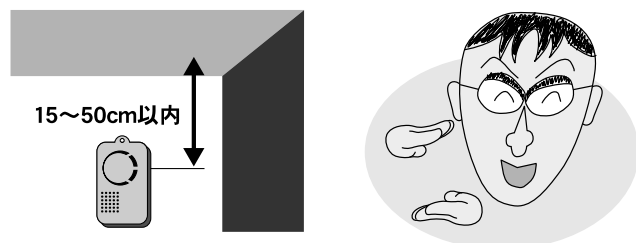
《天井に取り付ける場合》

- ・警報器の中心を壁から60cm以上離れた位置に取り付けます。
- ・梁などがある場合は、梁から60cm以上離れた位置に取り付けます。
- ・エアコンなどの吹き出し口がある場合は吹き出し口から1.5m以上離れた位置に取り付けます。



《壁に取り付ける場合》

- ・警報器の中心が天井から15cm以上～50cm以内の位置に取り付けます。



《取り付け方》

- ・付属のねじにより、天井面または壁面に取り付けます。

※必ず取扱説明書で確認してから取り付けましょう。

設置場所は？

住宅火災の現状、住宅用火災警報器等の設置効果等を考慮し、設置場所については、高島市火災予防条例で次のように定められています。

《寝室》

普段の就寝に使われる部屋。

(子供部屋などでも就寝に使われる場合は設置が必要)

《階段》

2階以上の階に寝室がある場合など。

※高島市火災予防条例では、台所・居間には設置義務はありませんが、できるだけ設置しましょう。

価格は？

一般的な電池タイプの感知器で、市場価格は1個3,500円から5,000円程度ですが、機能の違いにより若干高いものもあります。

家電販売店、ホームセンター、防災機器取扱店などで販売されています。

共同購入を 推奨しています

区や自治会による住宅用火災警報器の共同購入を推奨しています。

共同購入のメリット

1. 地域ぐるみにより共同購入をすれば、安価に購入できます。
2. 地域ぐるみにより設置するので、隣近所みんなが安心して暮らせます。
3. 地域ぐるみにより購入するので、悪質訪問販売の心配がありません。

住宅用火災警報器は、設置すれば安心というわけではありません。何より大切なのは、火事を起こさないことです。火事は、天災ではなく人災です。普段から防火意識を高め、火事を起こさない心構えを持ちましょう。

